



1 生物多様性プラン改定の必要性

岐阜市民の文化、生活は、金華山、長良川に代表される豊かな自然との関わりが育んできました。アユに代表される水産物、ぎふ長良川の鵜飼などの伝統文化、金華山登山などのレクリエーションなどは、生物多様性の恵みからもたらされるものです。

このように豊かな自然の恩恵を受けていることから、市民の自然に対する意識は高く、「令和7年度市民意識調査」においても、9割近くの回答者が、「金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思いますか」という設問に対して、肯定的な回答をしています。10年前の「平成26年度市民意識調査」では、同じ設問に対して、9割以上の回答者が肯定的な回答をしていました。しかしながら回答の内訳を見ると、「そう思う」という回答が約6割から約4割に下がり、「どちらかといえばそう思う」という回答が約3割から5割近くにまで上がるなど、意識としては後退する傾向にあるので、理解促進などの対策が必要になっているともいえます。

本市では、2016（平成28）年、生物多様性の保全と持続可能な利活用に関する基本的な計画である「岐阜市生物多様性プラン（計画期間：2016年度-2025年度）」を策定してから、この計画に基づき、生物多様性の保全などに向けて、様々な取組を進めてきました。生物多様性の保全は、環境政策の中でも重要な課題の1つですが、近年では、2023（令和5）年に、国土交通省が作成した「グリーンインフラ実践ガイド」において、まちづくりの課題の1つとして生物多様性の保全がとりあげられるなど、環境政策の中だけにとどまらない重要な課題となっています。本市においても、2024（令和6）年に一部改訂した「岐阜市みどりの基本計画2022」、2024（令和6）年に策定した「岐阜市グリーンインフラ計画」において、生物多様性の保全は、まちづくりに関する施策の基本方針の1つとなっています。

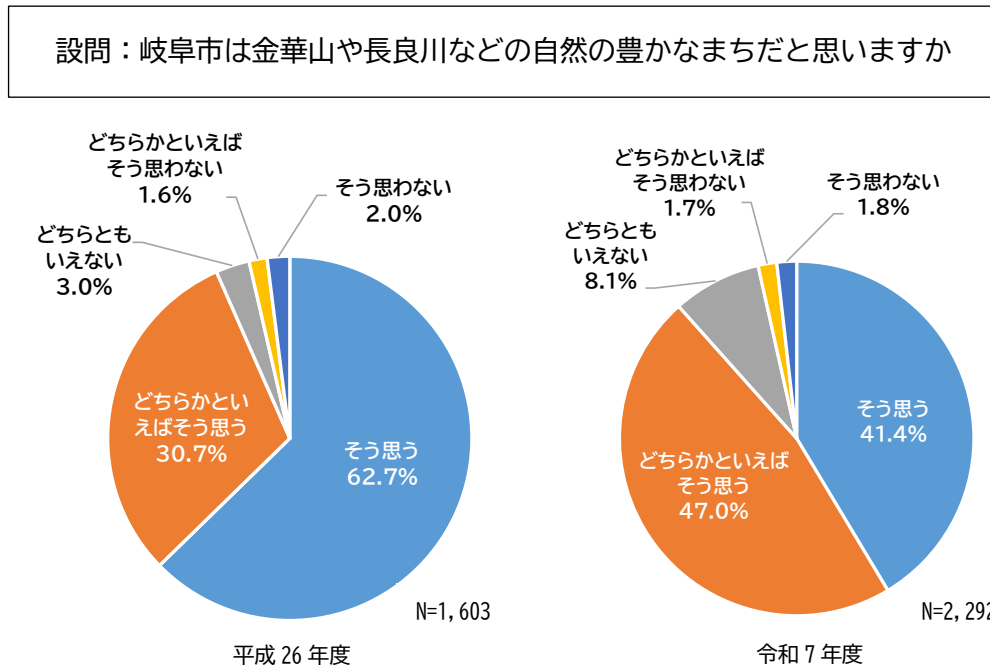
このように、生物多様性の保全がますます重要な課題となる中、「岐阜市生物多様性プラン」は、2025（令和7）年度に計画期間が終了することから、さらなる生物多様性の保全と持続可能な利活用を推進するため、内容について改定をすることになりました。

2016（平成28）年の「岐阜市生物多様性プラン」の策定以降、生物多様性の現状把握については、絶滅が危惧される種と外来種の状況についてまとめた「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」¹の見直しを行い、2023（令和5）年に、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータ

¹ 岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015：岐阜市内で、絶滅が危惧される動植物をリストアップしたものをレッドリストといい、本来、岐阜市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した外来種をリストアップしたものをブルーリストという。

ブック 2023」²を作成しました。また 2023（令和 5）年以降、「岐阜市の自然情報継続調査」を毎年、実施し、9 分類の動植物について現状の把握に努めています。

「岐阜市生物多様性プラン」の改定にあたっては、このような新たに得られた本市の生物多様性の現状、最新の世界、国などの生物多様性保全に関する動向などを考慮し、取組などを見直しました。今後、改定された「第 2 期岐阜市生物多様性プラン」に基づき、「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」を目指して、引き続き、生物多様性のための取組を推進します。



資料：平成 26 年度及び令和 7 年度市民意識調査結果

図 1 市民の持つ岐阜市のイメージ

² 岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023：2022 年度に改訂作業を進めたレッドリストとブルーリストに、種の生息・生育状況や危惧の原因、侵入の原因などの解説を加えてまとめたもの。

2 生物多様性プラン改定の背景

(1) 生物多様性基本法

我が国では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「生物多様性基本法」が2008（平成20）年に制定されました。

「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、「生物多様性国家戦略」の策定など、我が国の生物多様性施策を推進する上での基本的な考え方が示されています。また地方公共団体による「生物多様性地域戦略」の策定の努力義務などが規定されています。

(2) 昆明・モンリオール生物多様性枠組

国際的な生物多様性に関する取組として、1993（平成5）年に発効した「生物多様性条約」は、①生物の多様性の保全、②それを構成する生物の持続可能な利用、③遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分、の3つを目的としています。

2022（令和4）年にカナダ・モンリオールにおいて開催された、同条約の締約国会議である生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010（平成22）年に採択された「愛知目標」の後継となる、2030（令和12）年までの新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を採択しました。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、2030年ミッションとして、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを掲げています。このミッション実現のため、3つのグループからなる23のグローバルターゲットも定めています。

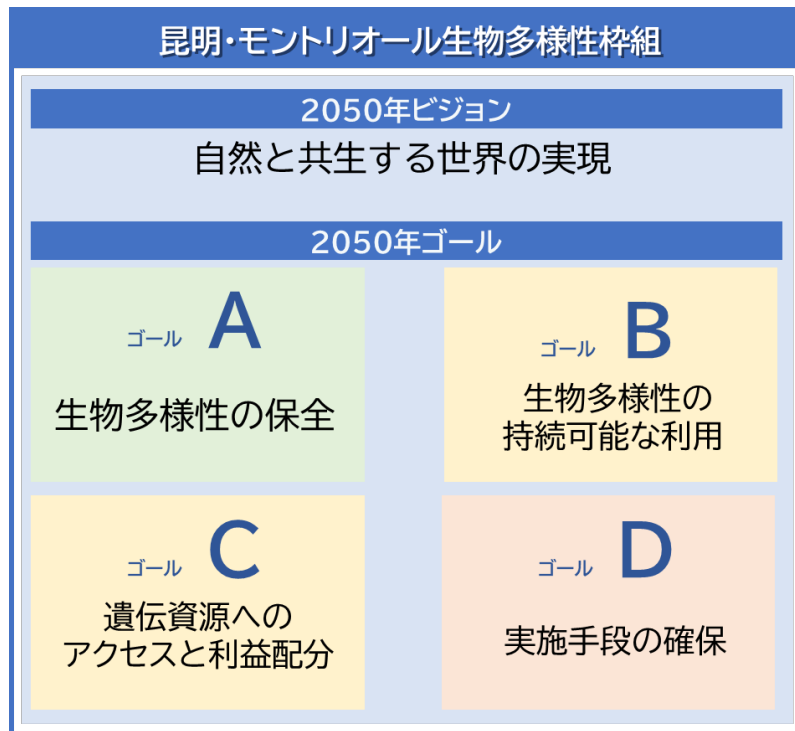
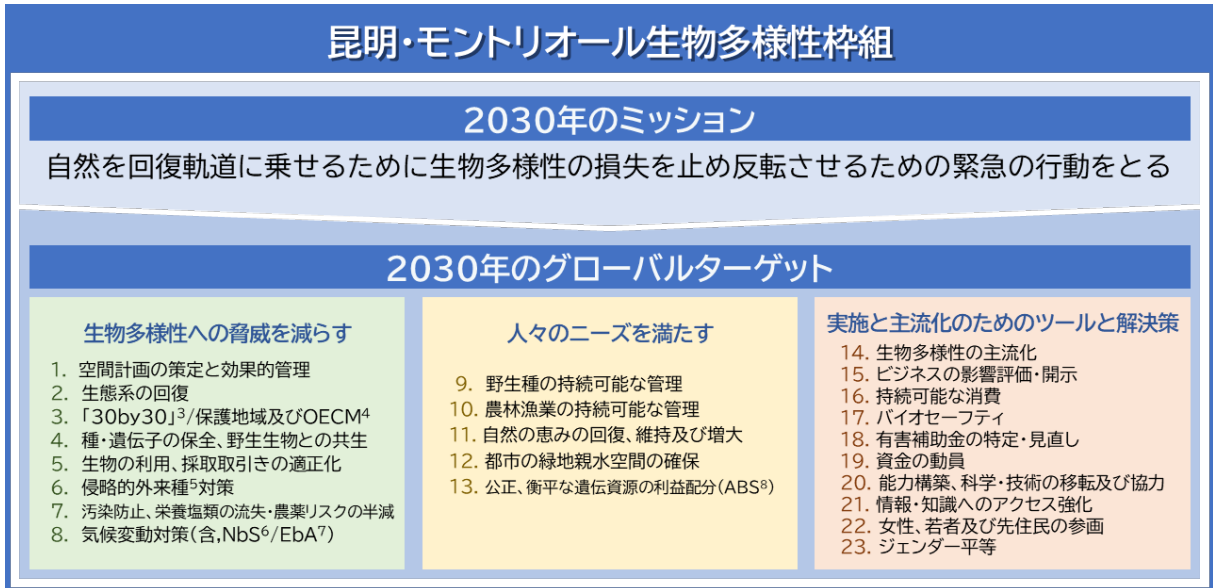


図2 昆明・モンリオール生物多様性枠組の全体像（1/2）



参考：昆明・モンリオール生物多様性枠組（環境省ウェブサイト）
<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/kmgbf.html>

図2 昆明・モンリオール生物多様性枠組の全体像（2/2）

（3）生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、我が国では2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための「生物多様性国家戦略 2023-2030」が2023（令和5）年に閣議決定されました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」は2部構成となっており、第1部（戦略）では、2030（令和12）年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）が設定されています。第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理しています。

³ 30by30：2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

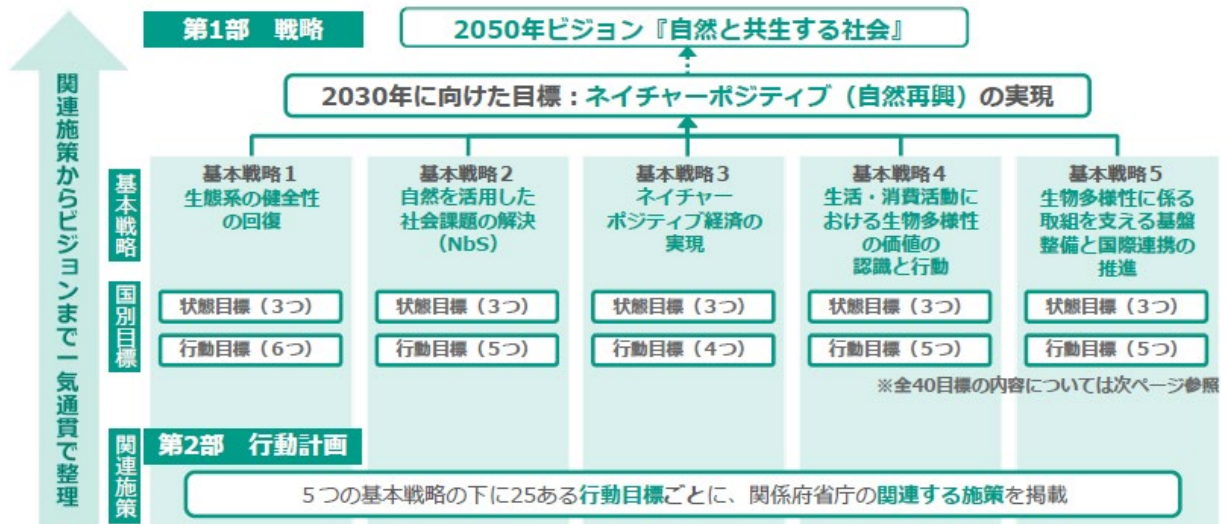
⁴ OECD：Other Effective area-based Conservation Measures の略。保護地域以外に、生物多様性保全に資するとして認められる地域。例えば、企業の森やビオトープ、社寺林などがOECDに該当する可能性がある。

⁵ 侵略的外来種：外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

⁶ NbS：Nature-based Solutions の略。健全な自然生態系が有する機能を活かして社会問題の解決を図ること。

⁷ EbA：Ecosystem-based Adaptation の略。気候変動による不利益の適応戦略として、生物多様性と生態系サービスの活用を組み込むこと。

⁸ ABS：遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）のこと。



出典：環境省 HP

図3 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成

2030（令和12）年のネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略



1. 生態系の健全性の回復

- ・ 場の保全・再生とネットワーク化
- ・ 生態系の利用における負荷軽減
- ・ 野生生物の保全



2. 自然を活用した社会課題の解決

- ・ 自然を活かした地域づくり
- ・ 気候変動対策との両立
- ・ 鳥獣対策



3. ネイチャーポジティブ経済⁹の実現

- ・ ネイチャーポジティブ経営
- ・ ESG 投融資¹⁰
- ・ 持続可能な農林水産業



4. 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

- ・ 理解増進・人材育成
- ・ 消費活動における配慮
- ・ 文化の継承・自然とのふれあい

⁹ ネイチャーポジティブ経済：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることに資する経済。

¹⁰ ESG 投融資：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）を考慮して行う投融資のこと。



5. 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 情報基盤の整備
- 法制上の措置等と地域計画
- 国際連携

資料：環境省 HP「生物多様性国家戦略 2023-2030 の普及啓発」より作成

5つの基本戦略につながる状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）

基本戦略1 生態系の健全性の回復	
状態目標 1-1	全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している
状態目標 1-2	種レベルでの絶滅リスクが低減している
状態目標 1-3	遺伝的多様性が維持されている
行動目標 1-1	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
行動目標 1-2	土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
行動目標 1-3	汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
行動目標 1-4	気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
行動目標 1-5	希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
行動目標 1-6	遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	
状態目標 2-1	国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
状態目標 2-2	気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
状態目標 2-3	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
行動目標 2-1	生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
行動目標 2-2	森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	
行動目標 2-3	気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
行動目標 2-4	再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
行動目標 2-5	野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する
基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	
状態目標 3-1	生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
状態目標 3-2	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
状態目標 3-3	持続可能な農林水産業が拡大している
行動目標 3-1	企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
行動目標 3-2	生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
行動目標 3-3	遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する
行動目標 3-4	みどりの食料システム戦略 ¹¹ に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる
基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	
状態目標 4-1	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている
状態目標 4-2	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
状態目標 4-3	自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
行動目標 4-1	学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
行動目標 4-2	日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
行動目標 4-3	国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

¹¹ みどりの食料システム戦略：食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために農林水産省が策定した計画。

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	
行動目標 4-4	食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する。
行動目標 4-5	伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する
基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	
状態目標 5-1	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
状態目標 5-2	世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている
状態目標 5-3	我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている
行動目標 5-1	生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
行動目標 5-2	効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
行動目標 5-3	生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
行動目標 5-4	生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
行動目標 5-5	我が国の知見を活かした国際協力を進める



ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」を意味します。国際連合のミレニアム生態系評価¹²によると、今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 100 倍~1,000 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、生物多様性が失われ続けています。この状況から、これまでの生物多様性保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までのすべてにまたがって改善していくことで、生物多様性が豊かになっていくプラスの状態にしていくことがネイチャーポジティブの趣旨です。2020（令和 2）年を基準として、2030（令和 12）年までに回復軌道に乗せることができれば、2050（令和 32）年までに自然を完全に回復させることができると予測されています。

注）生物多様性国家戦略 2023-2030、環境省ネイチャーポジティブポータルを参考に作成



出典：環境省ホームページ「生物多様性国家戦略 2023-2030 の普及啓発」
 (https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_hukyu.html)

2030（令和 12）年にネイチャーポジティブを達成した世界のイメージ

¹² ミレニアム生態系評価：国際連合の呼びかけにより、世界で初めて、生態系に対する大規模な総合的評価を行ったもの。

(4) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

2025（令和7）年、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブの実現、30by30の達成などに向けて、いわゆる「生物多様性増進活動促進法」が施行されました。この法律では、生物多様性の回復などに資する増進活動実施計画などの認定制度、生物多様性維持協定の締結などについて規定しています。

(5) 岐阜市の取組

本市は、2003（平成15）年に「岐阜市自然環境の保全に関する条例」を制定し、自然と共生するまちづくりを推進することを目標として掲げ、貴重野生動植物種¹³の指定、自然環境保全活動団体¹⁴との協働、自然環境保全地区¹⁵の指定などについて制定しました。

2013（平成25）年には、「岐阜市環境基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）」を改定し、自然と共生・共存を図り、豊かな自然とふれあえるまちを基本目標の1つとして掲げました。さらに、基本目標を達成するための重点施策の1つとして、生物多様性地域戦略の策定を掲げました。

また、本市の自然環境の現状を把握する一環として、2014（平成26）年に、5ヶ年かけて実施した「岐阜市自然環境基礎調査」の結果を公表しました。人口約40万人の都市にもかかわらず、約5,400種もの多様な動植物を確認することができました。

2015（平成27）年には、その調査結果に基づき「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」を公表しました。そこでは絶滅が危惧される種が465種ある一方で、285種の外来種の侵入が明らかになりました。

このような結果から、2016（平成28）年に、本市の初めての生物多様性地域戦略である「岐阜市生物多様性プラン（計画期間：2016年度-2025年度）」を策定しました。「岐阜市生物多様性プラン」では、3つの基本方針と8つの取組を設定しており、その進捗状況については、3年ごとに、数値目標を設定した「生物多様性アクションプラン」を作成し、管理しています。

さらに、「岐阜市生物多様性プラン」の策定以降、「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」の見直しに伴い、2019（令和元）年から2021（令和3）年にかけて「岐阜市の自然情報調査」を実施し、2023（令和5）年に、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック2023」を作成しました。このときには、5,809種の動植物を確認し、絶滅が危惧される種は420種、外来種は276種という結果となりました。

絶滅が危惧される種、外来種ともに前回より減少しましたが、これは植物の調査結果によるものが大きく、前回、絶滅が危惧されると判断した複数の種について多数確認できたこと、そして、前回侵入ランクが低かった複数の外来種が絶滅したことなどが理由と考えられます。

¹³ 貴重野生動植物種：条例の規定に基づき指定する保全すべき種。2026（令和8）年現在、ヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウを指定している。

¹⁴ 自然環境保全活動団体：条例の規定に基づき承認する団体。

¹⁵ 自然環境保全地区：条例の規定に基づき指定する、開発などを規制する地区。2026（令和8）年現在、「達目洞（だちぼくぼら）ヒメコウホネ特別保全地区」を指定している。

「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023」の作成にあたって構築した調査体制は、2025（令和7）年度現在においても可能な範囲で維持しており、2023（令和5）年以降、「岐阜市の自然情報継続調査」を毎年実施し、9分類の動植物について現状の把握に努めています。

今後の取組ですが、2026（令和8）年度より貴重野生動植物種以外に保全すべき種を保全する「保全推進事業」を推進し、その対象となった種の生息・生育状況、保全状況などを考慮して貴重野生動植物種の見直しなどを進めます。



コラム

生物多様性とは

国際連合のミレニアム生態系評価によると、人類により引き起こされた生きものの絶滅速度は、自然状態の絶滅速度の約100倍から1,000倍にもなるとされています。

私たちの暮らしは、多様な生きものが関わりあいながら形成する生物多様性の恵みに支えられています。

生物多様性を保全することは、私たちの暮らしを守ることにもつながっているのです。

★生物多様性とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」とあるといわれています。また、その多様性には生態系・種・遺伝子の3つのレベルがあるとされています。

①多様な環境と生きものたち <生態系の多様性>

岐阜市には、森林、河川、里山、水田などの農地、市街地の公園など様々な環境があり、人の暮らしとも関わっています。それぞれの環境には、その環境にあった生きものが生息・生育しています。これらの生きものとそれらが生息・生育する環境、そして、それらのつながりのことを生態系といいます。

生態系の多様性とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。



達目洞



椿洞



伊自良川

②多様な種類の生きものたち <種の多様性>

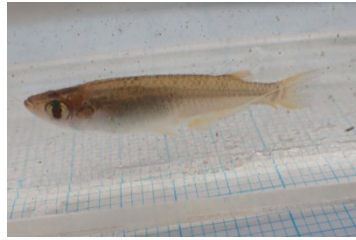
例えば達目洞という1つの生態系の中には、植物、昆虫類、甲殻類、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類から肉眼では確認できない微生物まで、多様な生きものが生息・生育しています。

また、植物という分類群の中でも、ヒメコウホネ、スギナ、キツネノカミソリなど多様な種が生育しています。

種の多様性とは、その生態系に生息・生育する生きものの種類がどのくらい豊富であるかということ。ただし、その多様性には外来種の多さは含まれません。



ヒメコウホネ



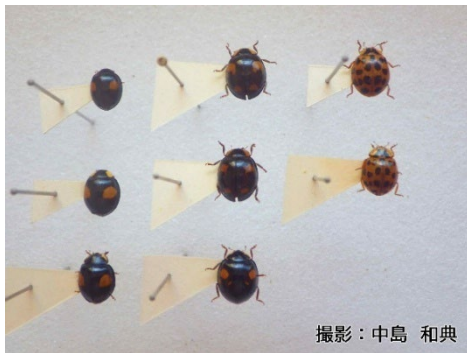
ミナミメダカ



トノサマガエル

③同じ生きものでも個性は様々 <遺伝子の多様性>

長い年月の間に、温暖化、冷害などの環境の変化、洪水などの災害の発生、伝染病の流行など、生息・生育状況に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合、それらの事態に適応できない生きものは絶滅してしまいます。しかし、その種が遺伝的に多様である場合は、それらの事態に適応できる個体が生き残り、その種の個体群が生き残る可能性が高くなります。



ナミテントウの多様な模様

例えばテントウムシの1種であるナミテントウは、同じ種の中でも遺伝子の多様性により模様が多様であることが知られています。遺伝子の多様性は、模様だけでなく、病気への耐性の強さ、温度変化への耐性の強さなどにも関係しており、その種の中で遺伝子が多様であることは、絶滅のリスクを下げることとなります。

遺伝子の多様性とは、同じ種の中で、様々な個性、すなわち遺伝子の多様性により、どれくらい多様な個性があるかということです。

★生物多様性の危機

私たちの暮らしを支える生物多様性ですが、現在、4つの危機に直面しているといわれています。

- 第1の危機 開発など人の活動による危機
- 第2の危機 自然に対する手入れ不足による危機
- 第3の危機 人により持ち込まれたものによる危機
- 第4の危機 地球環境の変化による危機

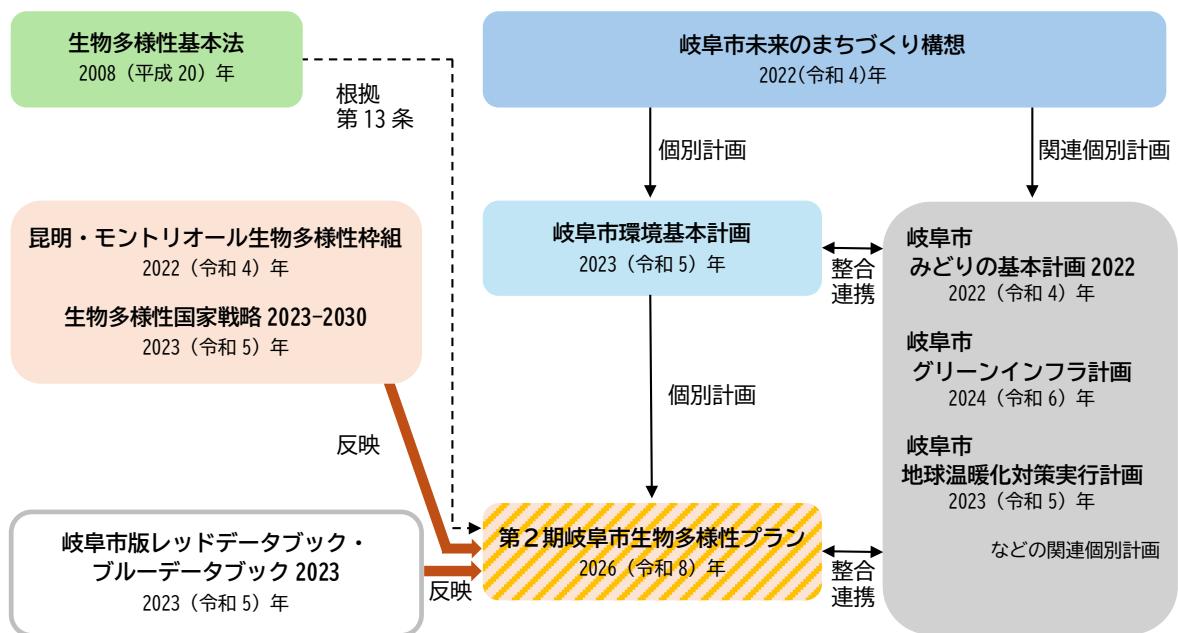
★生物多様性の保全

生物多様性の4つの危機に直面している中、私たちはこれらの危機に対処し、生物多様性を将来へつなげなければなりません。

近藤 慎一

3 第2期生物多様性プランの位置づけ・法律、条例と関連計画との位置づけ

- ・「第2期岐阜市生物多様性プラン」は、「岐阜市環境基本計画」が示した方向性に基づき、本市の生物多様性について目指すべき姿を示した基本的な計画です。
- ・本市のまちづくりの総合的方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」で示されている自然の豊かさと美しさを次の世代へという方向性を具体化する「岐阜市環境基本計画」において、生物多様性に関する個別計画となります。
- ・生物多様性の保全と利活用を推進する上で、「岐阜市みどりの基本計画 2022」、「岐阜市グリーンインフラ計画」などの関連計画と整合、連携を図ります。



4 SDGs の推進

- ・本市は、SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しています。SDGs は、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された 2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。本プランは、17 のゴールのうち、「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさを守ろう」などに関する課題解決に資するものです。



5 第2期生物多様性プランの対象とする区域

- ・「第2期岐阜市生物多様性プラン」の対象とする区域は、市域全域です。
- ・必要に応じて、国、県、流域自治体などと連携します。

6 第2期生物多様性プランの計画期間

- ・「第2期岐阜市生物多様性プラン」の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間です。
- ・「生物多様性国家戦略 2023-2030」の達成状況などを考慮し、必要に応じて、見直しを実施します。